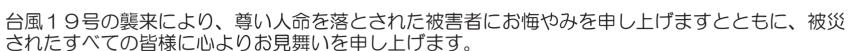
未来ネットワーク通信

ひがの義幸県政だより

台風19号豪雨災害緊急広報

ひがの義幸後援会 〒328-0075 栃木県栃木市箱森町7-9 TEL 0282-23-8855 FAX 0282-23-8856



現在、各地域の災害状況の確認を急いでおり、早急に被災地の復旧・復興に最大限の力を注いで まいります。

ひがの義幸後援会では、皆様から多数のご質問・ご相談をいただいております。

り災証明書、ゴミの取り扱い、感染症予防等につきまして、取り急ぎ分かり易く取りまとめました ので、ご一読頂きご参考にしていただけたら幸いです。是非ご近所の方へもお知らせ下さい。

最後に、皆様の一日も早い復旧・復興とご健康を心よりお祈り申し上げます。

ひがの義幸 栃木県議会議員

とちぎを守る

命を守る

り災証明書の発行はお早めに.!.



Q. そもそも 罹災(りさい)証明書って 何ですか?

A. 災害による被害の程度を証明する 書類のことで、市町村で災害が発生した 場合、市町村長は、被災者から申請が あれば被害の状況を調査し、り災証明書 を交付する必要があるのです。 (災害対策基本法第90条の2)





Q. 何に利用するのですか?

A. 自然災害(風水害、地震、津波等) や、火災の被害に見舞われ、被害者支援 制度などを受ける際に、り災証明書を 取得していることが必要になる場合が あるのです。





Q. 具体的にどんなときに 利用するのですか?

A. 被災者が各種届出、証書などの 再交付申請、火災保険の請求、税の 減免手続き等の際に必要になります。





Q. どこで手続きするのですか?

A. 市町村などの担当部署に申請して 発行してもらいます。

窓口 栃木市役所 本庁舎 2 階 2C4 資産税課になります。





Q. 申請の手続きは本人だけですか?

A. 申請は本人以外に配偶者、同居の 親族が行うことができますが、代理人 の場合は委任状が必要となります。





Q. 申請に必要なものはありますか?

- A. ①身分を証明できるもの ②印鑑(認印等で可)
- ③被害の状況が分かる写真
- ④委任状(代理人の場合)
- ⑤賃貸借契約書等(貸事務所、 貸店舗等で借主が申請する場合)





Q. すぐにもらえるのですか?

A. 現地調査を行った後に発行の手続き となりますので、1週間から1ヶ月を要 することがあるかもしれません。 そのためにも早めに申請して下さい。



○その他の支援について

- (1) 公的支援について
- ①被害のあった家屋や土地の固定資産税や国民健康保険料が、
- -時的に減免、若しくは猶予されることがあります。
- ②被災者生活再建支援金や義援金の支給を受けられます。
- ③公的書類の手数料が無料になります。
- ④公営住宅への入居が優先的に認められます。
- ⑤災害復興住宅融資が受けられます。
- (2) 民間支援について
- ①金融機関などから低利の融資を受けられることがあります。
- ②学校などの授業料が減免されることがあります。
- ③災害保険の保険金を受給することができます。